

平成22年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 会計管理局 管理課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
5 障害者福祉施策に関する事業共通の事項	<p>(4) 履行確認について全序的な方針を示すべき (意見)</p> <p>補助金等及び委託料、扶助費の履行確認は各補助金交付要綱等に基づき各所管課が実施している。しかし、これらには基本的な事項しか定められていないため、所管課や担当者により履行確認の方法は様々であり、統一したレベルで実施されていない。補助、委託、扶助の科目が異なったとしても、税金を投入し事業を実施していることには違いがないため、全序的な基本方針を示し、一定レベルの履行確認を実施する方法を確立すべきである。その上で、事業の性質に応じた具体的な履行確認の方法を要綱等に明記すべきである。</p>	<p>補助金および委託料等の執行においては、事業の目的や性質に応じて、個々具体的な履行確認を行う必要があることから、各所属に対し通知文を発出し、法令等に基づく的確な履行確認が行われるよう周知徹底を図りました。</p> <p>この通知では、履行確認のレベルを上げるため、履行確認を行う場合には必要に応じて現地調査を実施することなどを求めるとともに、履行確認を行う際の具体的な確認事項を示しました。</p>